

令和6年11月1日 開会

令和6年11月1日 閉会

令和6年第1回安八町議会 臨時会会議録

岐阜県安八町議会

目 次

11月1日（金）	
議事日程	1
議長及び出席議員	1
地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者	1
職務のために出席した者	2
開会	3
会議録署名者決定	3
会期決定	3
議第53号について（提案説明・質疑・討論・採決）	4
議第54号から議第56号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）	5
議第57号について（提案説明・質疑・討論・採決）	9
議長辞職について	11
議長選挙について	13
副議長辞職について	14
副議長選挙について	15
議第58号について（提案説明・討論・採決）	17
各常任委員会等委員の改選について	19
閉会	19
会議録署名議員	20

令和6年11月1日（第1日）

議 事 日 程 (令和6年11月1日第1日)

- 日程第1 会議録署名者決定
日程第2 会期決定
日程第3 議第53号 専決処分の承認について
専第6号 令和6年度安八郡安八町一般会計補正予算(第6号)
日程第4 議第54号 財産の取得について(追認)
日程第5 議第55号 財産の取得について(追認)
日程第6 議第56号 財産の取得について(追認)
日程第7 議第57号 令和6年度安八郡安八町一般会計補正予算(第7号)
(追加議事日程)

- 日程第1 議長辞職について
日程第2 議長選挙について
日程第3 副議長辞職について
日程第4 副議長選挙について
日程第5 議第58号 監査委員選任につき同意を求める件
日程第6 各常任委員会等委員の改選について

1、本日の議長及び出席議員は次のとおりである。

議長 大平文雄 新議長 岩田讓治 副議長 山中美恵子

○出席議員(10名)

1番 栗原宏行 2番 渡辺康司 3番 西松幸子
4番 傍嶋邦博 5番 坂 悟 6番 渡邊裕光
7番 石原英一 8番 大平文雄 9番 岩田讓治
10番 山中美恵子

○欠席議員(なし)

1、地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町 長 岡田立 副町長 岡田武史
教育長 青山桂子 会計管理者 吉村等
総務課長 河合一 税務課長 堀迫秀紀

生活環境課長	梅村明広	福祉課長兼 安八温泉所長	山田靖
こども家庭課長	田中弓	まちづくり推進課長	大平共美
農政課長	松岡政司	教育課長兼 ハートピア安八館長	坂和由

1、本日の職務のために出席した者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長	渡邊茂且	書記	宇佐見かおる
書記	梶田直也		

(開会時間 午後1時30分)

議長 それでは、ただいまより令和6年第1回安八町議会臨時会を開催させていただきます。

ただいまの出席議員は10名であります。したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第1回安八町議会臨時会を開催します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

議長 日程第1、会議録署名者決定について、私から指名をいたします。

本日の会議録署名者は、1番 栗原宏行君、2番 渡辺康司君に指名いたします。よろしく願いいたします。

議長 日程第2、会期決定について、お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りとすることに決定しました。

議長 町長から発言の申出がありますので、これを許します。

町長 岡田立君。

町長 本日、令和6年安八町第1回議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中、御参集賜り、誠にありがとうございます。

議会の皆様に議決をいただきたい案件が生じてまいりましたので、臨時会をお願い申し上げた次第でございます。

本日提案させていただきます議案は、専決処分の承認、財産の取得の関係で3議案、令和6年度一般会計補正予算の計5議案でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明をさせていただきますので、よろしく願い申し上げます。

また過日、監査委員の岩田讓治議員から辞職願が提出され、これを受理さ

せていただきましたので御報告させていただきます。岩田議員におかれましては1年間大変お世話になりました、ありがとうございました。

つきましては、後任の方の選任について、本日追加議案として提出したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、各議案について十分御審議いただき、適切な御議決を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、日程第3、議第53号 専決処分の承認についてを議題とします。提案説明を求めます。

総務課長 河合一君。

総務課長 議案書の1ページをお願いいたします。

議第53号につきまして御説明申し上げます。

議第53号 専決処分の承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求めるものとする。

令和6年11月1日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、3ページをお願いいたします。

専第6号 令和6年度安八郡安八町一般会計補正予算（第6号）。

令和6年度安八郡安八町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ826万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ65億8,305万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該部分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年10月9日専決、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、5ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。以下の表、単位は1,000円となっております。上段が歳入、下段が歳出でございます。

いずれも補正前の65億7,478万6,000円に、それぞれ826万8,000円を追加し、

65億8,305万4,000円とするものがございます。

裏面の6ページをお願いいたします。

2の歳入は特定財源でございますので、歳出で御説明申し上げます。

続きまして、3の歳出でございます。

款、総務費、項、選挙費、目、衆議院議員選挙費、補正額826万8,000円。財源内訳、特定財源の国県支出金、県支出金826万8,000円は、選挙費委託金でございます。

節区分、報酬から備品購入費まで総額826万8,000円は、さきの日曜日に執行されました衆議院議員総選挙に係る経費で、投票立会人などの報酬、選挙事務に従事した職員の人件費、投票所入場券の作成や発送経費、ポスター掲示場の設置工事費等でございます。

衆議院の解散から選挙期日まで19日間しかなく、地方自治法の規定に基づき、専決処分により予算の補正をいたしましたので報告をさせていただきます。

以上、御審議の上、御承認いただきますようお願いをいたします。

議長 本件について質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長 それでは、質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第53号は原案どおり承認いたしました。

議長 日程第4、議第54号から日程第6、議第56号までの財産の取得について、いわゆる追認でございますが、この3議案を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第54号から議第56号までを一括議題とすることに決定し、これを議題とします。

提案説明を求めます。

教育課長兼ハートピア安八館長 坂和由君。

教育課長兼ハートピア安八館長 議案書の7ページをお願いします。

議第54号につきまして御説明申し上げます。

議第54号 財産の取得について（追認）。

次のとおり財産を取得したことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び安八町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年安八町条例第2号）第3条の規定により、議会の議決（追認）を求めるものとする。

令和6年11月1日、安八郡安八町長。

記といたしまして、1. 財産の種類、小学校教員用指導書等一式。

2. 取得の目的、教科書改訂に伴う小学校教員用指導書等の更新のため。

3. 取得の方法、随意契約。

4. 取得価格、1,070万5,547円。

5. 取得の相手方、岐阜県安八郡神戸町大字神戸484番地、株式会社山村書店、代表取締役 山村博孝。

6. 取得の時期、令和6年度。

令和6年4月1日に契約を締結し、小学校教員用指導書等を取得更新したことにつきまして、遡って追認を得たいので議決を求めるものでございます。

続きまして、1枚はねて、9ページをお願いします。

議第55号 財産の取得について（追認）。

次のとおり財産を取得したことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び安八町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年安八町条例第2号）第3条の規定により、議会の議決（追認）を求めるものとする。

令和6年11月1日、安八郡安八町長。

記といたしまして、1. 財産の種類、小学校教員用指導書等一式。

2. 取得の目的、教科書改訂に伴う小学校教員用指導書等の更新のため。

3. 取得の方法、随意契約。

4. 取得価格、794万7,891円。

5. 取得の相手方、岐阜県安八郡神戸町大字神戸484番地、株式会社山村

書店、代表取締役 山村博孝。

6. 取得の時期、令和2年度。

これは、令和2年4月1日に契約を締結し、小学校教員用指導書等を取得更新したことに付きまして、遡って追認を得たいので議決を求めるものでございます。

続きまして、1枚議案書をはねていただきまして、11ページをお願いします。

次に、議第56号 財産の取得について（追認）。

次のとおり財産を取得したことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び安八町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年安八町条例第2号）第3条の規定により、議会の議決（追認）を求めるものとする。

令和6年11月1日、安八郡安八町長。

記といたしまして、1. 財産の種類、小学校教員用指導書等一式。

2. 取得の目的、教科書改訂に伴う小学校教員用指導書等の更新のため。

3. 取得の方法、随意契約。

4. 取得価格、1,158万4,767円。

5. 取得の相手方、岐阜県安八郡神戸町大字神戸484番地、株式会社山村書店、代表取締役 山村博孝。

6. 取得の時期、平成27年度。

これは平成27年4月1日に契約を締結し、小学校教員用指導書等を取得更新したことに付きまして、遡って追認を得たいので議決を求めるものでございます。

以上、議第54号から56号までの3議案について御説明を終わります。御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長 議第54号 財産の取得について（追認）の質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔4番議員挙手〕

議長 傍嶋君。

4番 失礼いたします。

この財産の取得については分かったんですけど、ただこの3回分出ている

中で、3回とも随意契約で山村書店さんというような形になっております。

特殊な小学校の教員用指導書ということで取り扱ってみえるところが少ないのかなと想像するんですが、これって、この近くではこの山村書店さんしか教員の指導書というのは扱っていないんですか。それで、この随意契約の理由というか、3回とも全部同じところという理由、ちょっと教えてください。

議長 坂和由君。

教育課長兼ハートピア安八館長 ただいまの傍嶋議員の質問にお答えします。

この教科書の採択につきましては、岐阜県におきまして採択協議会というものが設定されております。

安八町は西濃地区の採択協議会に属しております。そこで、前もって使う教科書の選定がされます。したがって、西濃地区の学校は全て同じ教科書ということになっております。

質問にありました山村書店でございませけれども、教科書を取り扱う書店も限定されております。安八郡においては、神戸町にある山村書店1店のみとなっておりますので、そちらと随意契約をしているということでございます。以上でございます。

4 番 ありがとうございます。

議長 そのほか質疑はございませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議長 では、質疑を打ち切り、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第54号は原案どおり可決しました。

続いて、議第55号 財産の取得について（追認）の質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第55号は原案どおり可決しました。

続いて、議第56号 財産の取得（追認）について質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第56号は原案どおり可決しました。

議 長 続きまして、日程第7、議第57号 令和6年度安八郡安八町一般会計補正
予算（第7号）についてを議題とします。

提案説明を求めます。

総務課長 河合一君。

総務課長 議案書の13ページをお願いいたします。

議第57号につきまして御説明申し上げます。

議第57号 令和6年度安八郡安八町一般会計補正予算（第7号）。

令和6年度安八郡安八町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ213万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ65億8,518万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該部分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年11月1日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、15ページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算補正。以下の表、単位は1,000円でございます。

上段が歳入、下段が歳出でございます。

いずれも補正前の65億8,305万4,000円に、それぞれ213万3,000円を追加し、65億8,518万7,000円とするものでございます。

裏面の16ページをお願いします。

2の歳入でございます。

特定財源につきましては、歳出で御説明申し上げます。

最下段の款、繰入金、項、基金繰入金、目、財政調整基金繰入金、補正額153万3,000円につきましては、今回の補正による財源調整のため、基金から繰入れを行うものでございます。

17ページをお願いします。

3の歳出でございます。

最初に、総務課分について御説明申し上げます。

上段の表、款、総務費、項、総務管理費、目、企画費、補正額53万3,000円、節区分、報償費6万円、節区分、需用費の印刷製本費47万3,000円。

こちらにつきましては、来年、令和7年、安八町合併70周年を迎えます。広く合併記念ロゴマークを募集して作成し、封筒やパンフレット等に印刷し、節目となる記念事業を盛り上げ、機運を高めていきたいと考えております。

つきましては、ロゴマークの一般公募に係る入選作品応募者3人分に対する報償費、ロゴマークを印刷した封筒大小各5,000枚の作成費の補正をお願いするものでございます。

続きまして、中段の款項とも消防費、目の災害対策費、補正額150万円。財源内訳、特定財源の国県支出金、県支出金50万円は女性等視点による避難所整備費補助金でございます。

節区分、備品購入費150万円、こちらにつきましては、このたび女性等視点による避難所整備費補助金について、県へ補助申請してありましたところ、内示を受けました。つきましては、今年元旦に発生した能登半島地震を踏まえ、女性や子供、高齢者や障害を持った方などが利用しやすく、水を使わず、臭いも漏らさず、衛生的な自動ラップ式トイレ3台を早急に避難所に備蓄配

備したいため、購入費の補正をお願いするものでございます。

議長 教育課長兼ハートピア安八館長 坂和由君。

教育課長兼ハートピア安八館長 教育委員会分を御説明します。

議案書は引き続き17ページの最下段をお願いします。

款、教育費、項、中学校費、目、学校管理費、補正額増額の10万円。財源内訳の特定財源、その他の寄附金10万円は、町内のNPO法人からの中学校寄附金でございます。この寄附金を活用して、節区分の備品購入費10万円でございます。中学校における吹奏楽部で使用する楽器や備品等の購入に充てるものでございます。

以上で、議第57号 令和6年度安八町一般会計補正予算（第7号）の説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願いします。

議長 本件について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第57号は原案どおり可決しました。

それでは、山中副議長さん、議長席までお願いいたします。

〔副議長 議長席に着席〕

副議長 ただいま議長 大平文雄君より議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

議長辞職について日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

副議長 異議なしと認めます。したがって、議長辞職についてを日程に追加し、議題とすることを決定いたしました。

副議長 追加日程第1、議長辞職についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、大平文雄君の退場を求めます。

〔議長 大平文雄君 退場〕

副議長 職員に辞職願の朗読をさせます。

議会事務局長 辞職願。このたび、一身上の都合により安八町議会議長を辞職したので、許可されるようお願い出ます。令和6年11月1日。安八町議会副議長 山中美恵子様。安八町議会議長 大平文雄。

副議長 お諮りします。

大平文雄君の議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

副議長 異議なしと認めます。したがって、大平文雄君の辞職を許可することを決定いたしました。

〔8番 大平文雄君 入場・着席〕

副議長 ただいま議長辞職については許可されました。

大平文雄君が議場におられますので、御挨拶をいただきたいと思います。
大平文雄君。

8 番 このたび、一身上の都合で議長の席を辞めさせていただくということになりました。今まで1年間にわたりまして、議員の皆さん、執行部の皆さんには本当にお世話になりました。ありがとうございます。今後につきましては、一議員として、一兵卒として、二元代表制の議会政治について、微力ながら一生懸命今後とも努めさせていただきます。今後ともよろしく願いいたします。

以上で御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

副議長 御苦労さまでございました。

ただいま議長が欠員となりました。

お諮りします。

議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

副議長 異議なしと認めます。したがって、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことを決定いたしました。

これより暫時休憩をいたします。

(午後2時00分 休憩)

(午後2時10分 再開)

副議長 それでは再開をいたします。

副議長 追加日程第2、議長選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

副議長 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りします。

指名方法については、私が指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

副議長 異議なしと認めます。したがって、私が指名することに決定をいたしました。

ただいまから指名をいたします。

議長に岩田讓治君を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名いたしました岩田讓治君を議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

副議長 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名をいたしました岩田讓治君が議長に当選されました。

議長に当選されました岩田君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

岩田讓治君、御挨拶をお願いいたします。

新議長 ただいま皆様方の御推挙を賜りまして、議長という大変な役目を受けさせていただくことになりました。これから1年間、皆さん方の御指導を賜りながら、精いっぱい努めてまいりたいというふうに思っております。どうぞよろしく申し上げます。ありがとうございました。

副議長 これより新議長に議事の運営をしていただきますので、岩田議長さん、議長席にお着きください。お願いします。

〔新議長 議長席に着席〕

議長 ただいま副議長 山中美恵子さんより、副議長の辞職願が提出されました。お諮りいたします。

副議長辞職についてを日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、副議長辞職についてを日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

議長 追加日程第3、副議長辞職についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、山中美恵子さんの退場を求めます。

〔副議長 山中美恵子君 退場〕

議長 職員に辞職願を朗読させます。

議会事務局長 辞職願。このたび、一身上の都合により安八町議会副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。令和6年11月1日。安八町議会議長様。安八町議会副議長 山中美恵子。

議長 山中美恵子さんの副議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、山中美恵子さんの副議長の辞職を許可することに決定をいたしました。

〔10番 山中美恵子君 入場・着席〕

議長 ただいま副議長辞職について許可されました。

山中美恵子さんが議場におられますので、御挨拶をいただきます。

10番 1年間、副議長という重責を皆様の協力のおかげで大過なく過ごすことができました。今後は一議員として安八町の発展のために尽力していきたいと思っておりますので、引き続き皆様方の御尽力、御協力を心からお願いをいたしまして、挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

議長 ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定いたしました。

これより暫時休憩をいたします。

(午後2時18分 休憩)

(午後2時30分 再開)

議長 再開をいたします。

議長 追加日程第4、副議長選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りいたします。

指名方法につきましては、私が指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、私が指名することに決定をいたしました。

ただいまから指名をいたします。

副議長に石原英一議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました石原英一議員を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名をいたしました石原英一議員が副議長に当選をされました。

副議長に当選されました石原英一議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

石原議員の御挨拶をお願いいたします。

石原議員。

新副議長 ただいま副議長に推選いただき、誠にありがとうございました。光栄であるとともに、責任の重大さを痛感しております。人格、識見に優れた岩田議長の下で一生懸命努めたいと思いますので、今後とも御指導御鞭撻のほど、何とぞよろしくをお願いいたします。ありがとうございました。

議長 町長より発言を求められておりますので、これを許します。

町長 岡田立君。

町長 皆様をお願い申し上げたいと思います。

冒頭に申し上げました岩田讓治議員の監査委員辞職によりまして、ただいま監査委員が空席となっております。大変恐縮ではございますけれども、日程を追加していただきまして後任の監査委員の選任をお願いしたいと存じます。

なお、選任に当たりましては、暫時休憩をさせていただきますので、その上でお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

議長 お諮りいたします。

この際、各常任委員会等委員の改選につきましてを日程に追加いたしまして、議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、各常任委員会等委員の改選についてを日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

暫時休憩といたします。議員の皆様は委員会室のほうにお集まりをお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

(午後2時33分 休憩)

(午後3時05分 再開)

議長 再開いたします。

お諮りいたします。

先ほど町長より議第58号 監査委員選任につき同意を求める件が提出されました。これを日程に追加し、議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

んか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第58号 監査委員選任につき同意を
求める件を日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

事務局より議案書を配付させます。

〔議案書配付〕

議 長 追加日程第5、議第58号 監査委員選任につき同意を求める件についてを
議題といたします。

提案説明を求めます。

岡田町長。

町 長 それでは、監査委員の選任につきまして提案をさせていただきます。

まず議案を朗読させていただきます。その後、提案説明をさせていただきます。

議第58号 監査委員選任につき同意を求める件。

監査委員を次のとおり選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものとする。

令和6年11月1日提出。

記といたしまして、議会議員のうちから選任する者。敬称を略させていただきます。住所、安八郡安八町城2丁目962番地の3、氏名、渡邊裕光、生年月日、昭和35年12月21日生まれ。

ただいま提案させていただきました渡邊裕光議員につきましては、私から申し上げるまでもなく、議員の皆様が御承知のとおり、誠実、かつ堅実に職務に精練されておられ、いろいろな経験も積み上げてこられてみえます。

また、町の活性化を進める上で、監査委員会の果たす役割は非常に重要であります。若手議員の皆様にもぜひ経験を積んでいただきたいという思いもあり、今回、渡邊裕光議員を選任させていただきました。

ぜひとも御同意賜りますようお願い申し上げます。

議 長 地方自治法第117条の規定により、渡邊裕光議員の退場を求めます。

〔6番 渡邊裕光君 退場〕

議 長 本件につきましては、質疑及び討論を省略いたしまして採決を行い……。

〔「議長」の声あり〕

議長 はい。

〔「動議です。討論あります。よろしいでしょうか」の声あり〕

議長 どうぞ。

4 番 今回の件につきまして、反対討論をさせていただきます。

今年の4月16日、議会事務局長の歓送迎会が大垣の木曾路にてありました。その帰りのバスが安八町の役場に到着した際、そのときに渡邊裕光議員が坂悟議員の頬を右拳で最低2回は殴りました。これは刑法における傷害罪または暴行罪になる可能性が非常に高い案件です。

先ほど町長が誠実、堅実とおっしゃられましたが、私自身、今現時点、議員でいること自体、ちょっと疑問に感じていることぐらいなんですけど、その件は置いておきまして、先ほど出した傷害罪、暴行罪というのは非告知罪になります。そのゆえ、その犯罪の刑事的、民事的時効を迎えるまでは、こういった議会の承認を得るような要職に就くというのは避けたほうがいいのではないかなと思います。

このようなことをされた方が推選というよりも、今ここの目の前に座って見える方のほうが確実に適任者かなと思いますので、私は反対いたします。以上です。

議長 異議がありました。

皆さん方の採決を起立によって行いたいというふうに思います。

追加日程第5、議第58号 監査委員選任につき同意を求める件につきまして、同意することに賛成の方、御起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数でございます。したがって、議第58号 監査委員選任につき同意を求める件は同意することに決定をいたしました。

〔6番 渡邊裕光君 入場・着席〕

議長 渡邊裕光議員が議場におられますので、御挨拶をお願いいたします。

6 番 ただいまは監査委員という極めて重要な職務に御同意賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

今後は監査の重要性をよく考えまして、微力ながら誠実公正に職務を行っていきたいと考えております。

今後とも皆様方の一層の御指導御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。お礼の挨拶と代えさせていただきます。ありがとうございました。

議 長 追加日程第6、各常任委員会等委員の改選についてを議題といたします。
各常任委員会等の委員はあらかじめ御協議していただきましたので、事務局より配付させます。

〔各常任委員会名簿配付〕

議 長 お手元の配付のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、各常任委員会等の委員は、配付のとおりとすることに決定をいたしました。

以上、本臨時会に提出されました案件は全て議了いたしました。

これをもって、令和6年第1回安八町議会臨時会を閉会いたします。

(閉会時間 午後3時30分)

上記のとおり会議の次第をここに記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年11月1日

議 長 大 平 文 雄

新 議 長 岩 田 讓 治

副 議 長 山 中 美 恵 子

議 員 栞 原 宏 行

議 員 渡 辺 康 司